反社会的勢力に対する基本方針

昭和信用金庫は、地域金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及 び健全性を保持するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指 針について」の趣旨を踏まえて、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・ 社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、『反社会的勢力に対 する基本方針』を制定し、これを遵守します。

- 1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対して は断固 として拒絶します。
- 2. 反社会的勢力による不当要求に対しては職員の安全を確保しつつ、担当者や担当部署だけではなく組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 反社会的勢力への資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。また不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行いません。
- 4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、 特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

平成21年2月2日制定

昭和信用金庫